

平成二十年二月二十六日受領
答 弁 第 九 六 号

内閣衆質一六九第九六号

平成二十年二月二十六日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出ミャンマーにおける邦人殺害に係る調査チームの派遣に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出ミャンマーにおける邦人殺害に係る調査チームの派遣に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

平成二十年二月十九日にミャンマー連邦（以下「ミャンマー」という。）のヤンゴン市においてミャンマー警察と長井健司氏死亡事件について協議を行うため、外務省の職員並びに警視庁及び警察庁の専門家が出張した。今般の協議の実施については、ミャンマー政府も了承したものである。

四から六まで及び九について

長井健司氏死亡事件については、我が国政府として、事件発生直後に、ミャンマーに出張した外務審議官からミャンマー政府に対し真相究明等について申入れを行う等様々な形で申入れを行っている。今般の協議は、我が国の警察当局による長井健司氏の遺体の司法解剖結果及び事件を撮影したビデオ画像の鑑定結果等を踏まえ行ったものである。

七及び八について

今般の協議のための出張は、外務省が警察当局と協議の上決定したものであり、この出張に係る決裁書

は作成されている。